

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式



【表紙】

【提出書類】 変更報告書 No. 17
【根拠条文】 法第27条の25第1項に基づく報告書
【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 ゴールドマン・サックス証券株式会社
代表取締役社長 持田 昌典

【住所又は本店所在地】 東京都港区六本木六丁目10-1 六本木ヒルズ森タワー

【報告義務発生日】 平成18年10月6日
【提出日】 平成18年10月13日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】 5名
【提出形態】 連名

第1 【発行会社に関する事項】

1 【発行会社】

発行会社の名称	イー・アクセス(株)
会社コード	9427
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京
本店所在地	東京都港区虎ノ門2-10-1

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者) / 1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	ゴールドマン・サックス証券株式会社
住所又は本店所在地	東京都港区六本木六丁目10-1 六本木ヒルズ森タワー
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成 17 年 9 月 16 日
代表者氏名	持田 昌典
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	証券業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券株式会社 コア・コンプライアンス部 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1746

(2)【保有目的】

証券業務の一部としての借入株券にかかるトレーディング等

(3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)	16,654		
新株予約権証券 (株)	A	—	F
新株予約権付社債券 (株)	B	—	G
対象有価証券 カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計 (株)	K 16,654	L	M
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	N		
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	O 16,654		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 18年8月31日現在)	Q 1,425,540
上記提出者の 株券保有割合 (%) (O/(P+Q)×100)	1.17
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)	1.17

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2006年10月1日	普通株	54	取得	(事業譲受による)
2006年10月1日	普通株	16,592	取得	(貸借・事業譲受による)
2006年10月2日	普通株	10	処分	(貸借)
2006年10月6日	普通株	18	取得	(貸借)

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株券の消費貸借により 16,600株の借入(ゴールドマン・サックス・インターナショナル等からの借入)

第2 【提出者に関する事項】

2 【提出者(大量保有者) / 2】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人()
氏名又は名称	Goldman Sachs International
住所又は本店所在地	Peterborough Court, 133 Fleet Street, London EC4A 2BB UK
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

② 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③ 【法人の場合】

設立年月日	昭和 63 年 10 月 3 日
代表者氏名	Richard Gnodde
代表者役職	マネージング・ディレクター
事業内容	証券業

④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券株式会社 コア・コンプライアンス部 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1746

(2) 【保有目的】

証券業務の一部としての借入株券にかかるトレーディング等

(3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)	153,738		
新株予約権証券 (株)	A	—	F
新株予約権付社債券 (株)	B	—	G
対象有価証券 カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計 (株)	K	L	M
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	N		
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	O		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 18年8月31日現在)	Q	1,425,540
上記提出者の 株券保有割合 (%) (O/(P+Q)×100)		10.81
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)		10.21

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2006年8月8日	普通株	184	取得	
2006年8月9日	普通株	166	処分	
2006年8月10日	普通株	270	取得	
2006年8月10日	普通株	4,223	取得	(貸借)
2006年8月11日	普通株	52	処分	
2006年8月11日	普通株	800	取得	(貸借)
2006年8月14日	普通株	2	処分	
2006年8月15日	普通株	118	処分	
2006年8月16日	普通株	125	処分	
2006年8月16日	普通株	319	処分	(貸借)
2006年8月17日	普通株	290	取得	
2006年8月18日	普通株	245	取得	
2006年8月18日	普通株	2,180	処分	(貸借)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2006年8月21日	普通株	229	処分	
2006年8月21日	普通株	3,500	処分	(貸借)
2006年8月22日	普通株	55	処分	
2006年8月22日	普通株	1,973	取得	(貸借)
2006年8月23日	普通株	519	取得	
2006年8月23日	普通株	350	取得	(貸借)
2006年8月24日	普通株	120	処分	
2006年8月25日	普通株	174	処分	
2006年8月28日	普通株	127	取得	
2006年8月29日	普通株	63	取得	
2006年8月29日	普通株	1,000	取得	(貸借)
2006年8月30日	普通株	200	処分	
2006年8月30日	普通株	1,973	処分	(貸借)
2006年8月31日	普通株	160	取得	
2006年9月1日	普通株	49	取得	
2006年9月1日	普通株	908	処分	(貸借)
2006年9月4日	普通株	71	取得	
2006年9月5日	普通株	244	取得	
2006年9月5日	普通株	196	処分	(貸借)
2006年9月6日	普通株	195	処分	
2006年9月6日	普通株	390	取得	(貸借)
2006年9月7日	普通株	3,276	処分	
2006年9月7日	対象有価証券カードワラント	5,000	処分	
2006年9月8日	普通株	1,123	取得	
2006年9月8日	普通株	950	取得	(貸借)
2006年9月11日	普通株	142	処分	
2006年9月12日	普通株	16	処分	
2006年9月13日	普通株	773	処分	
2006年9月13日	普通株	651	処分	(貸借)
2006年9月14日	普通株	265	取得	
2006年9月14日	普通株	800	取得	(貸借)
2006年9月15日	普通株	82	処分	
2006年9月15日	普通株	1,000	取得	(貸借)
2006年9月19日	普通株	13	取得	
2006年9月19日	普通株	600	取得	(貸借)
2006年9月20日	普通株	71	処分	
2006年9月20日	普通株	712	取得	(貸借)
2006年9月21日	普通株	138	取得	
2006年9月21日	普通株	850	取得	(貸借)
2006年9月22日	普通株	61	処分	
2006年9月25日	普通株	25	処分	
2006年9月25日	普通株	929	取得	(貸借)
2006年9月26日	普通株	54	取得	
2006年9月26日	普通株	6	処分	(貸借)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2006年9月27日	普通株	317	取得	
2006年9月27日	普通株	2,580	取得	(貸借)
2006年9月28日	普通株	5	取得	
2006年9月29日	普通株	80	取得	
2006年10月2日	普通株	20	処分	
2006年10月2日	普通株	343	取得	(貸借)
2006年10月3日	普通株	118	処分	
2006年10月3日	普通株	590	取得	(貸借)
2006年10月4日	普通株	395	処分	
2006年10月4日	普通株	366	取得	(貸借)
2006年10月5日	普通株	141	取得	
2006年10月5日	普通株	5,700	取得	(貸借)
2006年10月6日	普通株	138	取得	
2006年10月6日	普通株	1,842	取得	(貸借)

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株券の消費貸借により 153,738株の借入(ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー等からの借入)

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (R) (千円)	0
借入金額計 (S) (千円)	0
その他金額計 (T) (千円)	0
上記 (T) の内訳	
取得資金合計 (千円) (R+S+T)	0

② 【借入金の内訳】

番号	*名称 (支店名)	業種	*代表者氏名	*所在地	借入 目的	金額 (千円)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

第2【提出者に関する事項】

3【提出者(大量保有者) / 3】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人()
氏名又は名称	Goldman Sachs Asset Management, L.P.
住所又は本店所在地	32 Old Slip, New York, New York, 10005 U.S.A.
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成2年4月18日
代表者氏名	ピーター・クラウス / リック・シュワルツ (2名)
代表者役職	共同代表者
事業内容	投資信託委託業・投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券株式会社 コア・コンプライアンス部 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1746

(2)【保有目的】

運用を目的とした証券投資信託による保有及び投資一任契約に基づく運用を目的とした保有

(3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)			25
新株予約権証券 (株)	A	—	F
新株予約権付社債券 (株)	B	—	G
対象有価証券 カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計 (株)	K	L	M 25
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	N		
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	O	25	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 18年8月31日現在)	Q	1,425,540
上記提出者の 株券保有割合 (%) (O/(P+Q)×100)		0.00
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)		0.00

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
該当なし				

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

第2【提出者に関する事項】

4【提出者(大量保有者) / 4】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人()
氏名又は名称	Goldman Sachs & Co.
住所又は本店所在地	85 Broad Street, New York, New York 10004, U.S.A.
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和2年1月3日
代表者氏名	Lloyd C. Blankfein
代表者役職	マネージング・ディレクター
事業内容	証券業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券株式会社 コア・コンプライアンス部 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1746

(2)【保有目的】

証券業務の一部としての借入株券にかかるトレーディング等

(3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)	81,393		
新株予約権証券 (株)	A	—	F
新株予約権付社債券 (株)	B	—	G
対象有価証券 カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計 (株)	K 81,393	L	M
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	N		
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	O 81,393		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 18年8月31日現在)	Q 1,425,540
上記提出者の 株券保有割合 (%) (O/(P+Q)×100)	5.71
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)	5.32

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2006年8月10日	普通株	250	取得	(貸借)
2006年8月11日	普通株	800	取得	(貸借)
2006年8月18日	普通株	6	処分	
2006年8月18日	普通株	430	取得	(貸借)
2006年8月21日	普通株	6	取得	
2006年8月21日	普通株	3,000	処分	(貸借)
2006年8月23日	普通株	500	取得	(貸借)
2006年8月30日	普通株	2,000	処分	(貸借)
2006年9月1日	普通株	1,300	処分	(貸借)
2006年9月5日	普通株	409	処分	(貸借)
2006年9月6日	普通株	150	取得	(貸借)
2006年9月8日	普通株	500	取得	(貸借)
2006年9月20日	普通株	116	取得	(貸借)
2006年9月22日	普通株	12	取得	(貸借)
2006年9月22日	新株予約権証券	4,444	処分	
2006年9月25日	普通株	30	取得	
2006年9月25日	普通株	938	取得	(貸借)
2006年9月26日	普通株	333	取得	(貸借)
2006年9月27日	普通株	2,230	取得	(貸借)
2006年10月3日	普通株	30	取得	
2006年10月4日	普通株	30	処分	
2006年10月4日	普通株	150	処分	(貸借)
2006年10月5日	普通株	5,700	取得	(貸借)
2006年10月6日	普通株	70	取得	(貸借)

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

株券の消費貸借により 81,336株の借入(ゴールドマン・サックス・インターナショナル等からの借入)

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (R) (千円)	4,884
借入金額計 (S) (千円)	0
その他金額計 (T) (千円)	0
上記 (T) の内訳	
取得資金合計 (千円) (R+S+T)	4,884

第2【提出者に関する事項】

5【提出者(大量保有者) / 5】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人()
氏名又は名称	eAccess Holdings L.L.C.
住所又は本店所在地	1209 Orange Street, Wilmington, DE 19801 U.S.A.
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成 13 年 1 月 18 日
代表者氏名	Katherine B. Enquist
代表者役職	ディレクター兼ヴァイス・プレジデント
事業内容	証券投資業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	ゴールドマン・サックス証券株式会社 コア・コンプライアンス部 中島 宏枝
電話番号	03(6437)1746

(2)【保有目的】

証券投資

(3) 【上記提出者の保有株券の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券 (株)	22,220		
新株予約権証券 (株)	A	—	F
新株予約権付社債券 (株)	B	—	G
対象有価証券 カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計 (株)	K 22,220	L	M
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	N		
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	O 22,220		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 18年8月31日現在)	Q 1,425,540
上記提出者の 株券保有割合 (%) (O/(P+Q)×100)	1.56
直前の報告書に記載された 株券保有割合 (%)	1.56

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
2006年9月22日	普通株	22,220	取得	
2006年9月22日	新株予約権証券	22,220	処分	

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

- (1) ゴールドマン・サックス証券株式会社
- (2) Goldman Sachs International
- (3) Goldman Sachs Asset Management, L.P.
- (4) Goldman Sachs & Co.
- (5) eAccess Holdings L.L.C.

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券（株）	274,005		25
新株予約権証券（株）	A	—	F
新株予約権付社債券（株）	B 426	—	G
対象有価証券 カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計（株）	K 274,431	L	M 25
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	N		
保有株券等の数（総数） (K+L+M-N)	O 274,456		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P 426		

(2)【株券等保有割合】

発行済株式総数（株） (平成 18年8月31日現在)	Q 1,425,540
上記提出者の 株券保有割合（％） (O/(P+Q)×100)	19.25
直前の報告書に記載された 株券保有割合（％）	18.25

1 October, 2006

To: Chief of Kanto Financial Bureau

Proxy: Goldman Sachs Japan Co., Ltd
Proxy Address: Roppongi Hills Mori Tower,
6-10-1 Roppongi, Minato-ku
Tokyo JAPAN

Power of Attorney

We, Goldman Sachs International, of Peterborough Court, 133 Fleet Street, London EC4A 2BB, a company duly organized and existing under the laws of England and Wales hereby appoint Goldman Sachs Japan Co., Ltd as its proxy in Japan:

1. To prepare and file the reports required under Securities and Exchange Law Chapter 2-3 "Disclosure Requirements for Substantial Shareholders" (hereinafter referred to as "the rule").
2. To send duplications of the reports to the parties described in the rule; and

IN WITNESS WHEREOF, this Power of Attorney has been duly executed as a Deed on this day of October 2006.

GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL

By: _____

Richard J. Levy

Name: Richard J. Levy

Title: Managing Director

平成 18 年 10 月 1 日

関東財務局長 殿

代理人 : ゴールドマン・サックス証券株式会社
代理人住所 : 東京都港区六本木 6-10-1
六本木ヒルズ森タワー

委任状

ゴールドマン・サックス・インターナショナルは、ここにゴールドマン・サックス証券株式会社を、下記にかかると一切の権限を有する日本における代理人として選任します。

記

1. 証券取引法第 2 章の 3 「株券等の大量保有の状況に関する開示」 (以下「ルール」という) に定める各種報告書の作成及び提出を行なうこと。
2. ルールによって定められた報告書の複写を関係者に送付すること。
3. 日本における副代理人を指定し、上記権限を委譲すること。

ゴールドマン・サックス・インターナショナル

【署名】

[氏名] リチャード・ジェイ・レヴィ
[役職] マネージング・ディレクター

September 21, 2006

To: Chief of Kanto Financial Bureau

Proxy: Goldman Sachs Japan Co., Ltd

Proxy Address: Roppongi Hills Mori Tower,
6-10-1 Roppongi, Minato-ku
Tokyo JAPAN

Power of Attorney

Goldman Sachs Asset Management, L.P. hereby appoints Goldman Sachs Japan Co., Ltd as its proxy in Japan with full power of substitution:

1. To prepare and file the reports required under Securities and Exchange Law Chapter 2-3 "Disclosure Requirements for Substantial Shareholders" (hereinafter referred to as "the rule").
2. To send duplications of the reports to the parties described in the rule; and
3. To appoint a sub-proxy in Japan and delegate the power as described above.

For and on behalf of Goldman Sachs Asset Management, L.P.,



Name: Ellen Porges

Title: Managing Director

Goldman Sachs Asset Management, L.P.

October 1, 2006

To: Chief of Kanto Financial Bureau

Proxy: Goldman Sachs Japan Co., Ltd

Proxy Address: Roppongi Hills Mori Tower,
6-10-1 Roppongi, Minato-ku
Tokyo 106-6147 JAPAN

Power of Attorney

Goldman Sachs & Co. hereby appoints Goldman Sachs Japan Co., Ltd as its proxy in Japan with full power of substitution:

1. To prepare and file the reports required under Securities and Exchange Law Chapter 2-3 "Disclosure Requirements for Substantial Shareholders" (hereinafter referred to as "the Rule").
2. To send duplications of the reports to the parties described in the Rule; and
3. To appoint a sub-proxy in Japan and delegate the power as described above.

For and on behalf of
Goldman Sachs & Co.,

By: 

Name: Roger S. Begelman
Title: Chief Compliance Officer
Address: 30 Hudson Street, 27th Floor
Jersey City, NJ 07302
United States of America

平成 18 年 10 月 1 日

関東財務局長 殿

代理人 : ゴールドマン・サックス証券株式会社
代理人住所 : 東京都港区六本木 6-10-1
六本木ヒルズ森タワー

委任状

ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーは、ここにゴールドマン・サックス証券株式会社を、下記にかかると一切の権限を有する日本における代理人として選任します。

記

1. 証券取引法第 2 章の 3 「株券等の大量保有の状況に関する開示」 (以下「ルール」という) に定める各種報告書の作成及び提出を行なうこと。
2. ルールによって定められた報告書の複写を関係者に送付すること。
3. 日本における副代理人を指定し、上記権限を委譲すること。

(署名)

[氏名] ロジャー・エス・ビーゲルマン

[役職] マネージング・ディレクター

ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー
アメリカ合衆国 ニュージャージー州 07302
ジャージーシティ、ハドソンストリート 30 27 階

, 2006

To: Chief of Kanto Financial Bureau

Proxy: Goldman Sachs Japan Co., Ltd

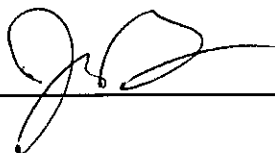
Proxy Address: Roppongi Hills Mori Tower,
6-10-1 Roppongi, Minato-ku
Tokyo JAPAN

Power of Attorney

eAccess Holdings L.L.C. hereby appoints Goldman Sachs Japan Co., Ltd as its proxy in Japan with full power of substitution:

1. To prepare and file the reports required under Securities and Exchange Law Chapter 2-3 "Disclosure Requirements for Substantial Shareholders" (hereinafter referred to as "the rule").
2. To send duplications of the reports to the parties described in the rule; and
3. To appoint a sub-proxy in Japan and delegate the power as described above.

For and on behalf of eAccess Holdings L.L.C.,



Name: John E. Bowman
Title: Managing Director

eAccess Holdings L.L.C.

平成 18 年 月 日

関東財務局長 殿

代理人 : ゴールドマン・サックス証券株式会社
代理人住所 : 東京都港区六本木 6-10-1
六本木ヒルズ森タワー

委任状

イーアクセス・ホールディングス L.L.C.は、ここにゴールドマン・サックス証券株式会社を、下記にかかる一切の権限を有する日本における代理人として選任します。

記

1. 証券取引法第 2 章の 3 「株券等の大量保有の状況に関する開示」 (以下「ルール」という) に定める各種報告書の作成及び提出を行なうこと。
2. ルールによって定められた報告書の複写を関係者に送付すること。
3. 日本における副代理人を指定し、上記権限を委譲すること。

(署名)

[名前] ジョン・イー・ボウマン
[役職] マネージング・ディレクター

イーアクセス・ホールディングス L.L.C.